

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2015/12/1号 (No.217)

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○ 法律・法規等

1. 改正「種子法」、全人代常務委で採択、「新品種保護」新規追加(中国知識産権资讯网 2015年11月11日)

○ 中央政府の動き

1. 国家工商総局・張茅局長がアリババグループを視察(工商総局公式サイト 2015年11月5日)

○ 司法関連の動き

1. 山東省、専利をめぐる民事紛争の訴訟調停突合せ体制を確立(国家知識産権资讯网 2015年11月10日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. ネット分野での権利侵害や偽物販売取締りを強化、國務院意見(中国知識産権资讯网 2015年11月9日)
2. 農業資材に関する模倣品取締行動で4.5万トン摘発、総額6.94億元(農業部サイト 2015年11月6日)

○ 統計関連

1. 第118回広交会、知的財産権に関する苦情が13.56%増(中国知識産権资讯网 2015年11月6日)

○ その他知財関連

1. 専利審査情報検索システムに新機能追加、審判情報検索可能に(国家知識産権戦略網 2015年11月6日)

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 改正「種子法」、全人代常務委で採択、「新品種保護」新規追加★★★

11月4日、第12期全国人民代表大会常務委員会(全人代常務委)が開いた第17回会議で、改正「中華人民共和國種子法」が採択された。改正「種子法」は来年1月1日より施行される。

改正「種子法」に「新品種保護」という一章が新規追加された。植物新品種の登録要件、登録原則、品種命名、保護範囲・例外、強制許諾などに関する内容が盛り込まれている。新規追加の背景に、中国の育種産業の急速な発展により、現行の「植物新品種保護条例」と「種子管理条例」だけでは、育種産業の植物新品種保護に対する需要に追いつかないことがあった。

(出典: 中国知識産権资讯网 2015年11月11日)

○ 中央政府の動き

★★★1. 国家工商総局・張茅局長がアリババグループを視察★★★

11月5日、国家工商行政管理総局(SAIC)張茅局長が、浙江省でアリババグループを視察し、ネット通販企業による自己管理強化、消費者保護の取り組みを評価した上で、ネット通販市場に存在する消費者権益侵害の課題を真剣に研究し解決する必要があると指摘した。

張局長は、ネット上の取引環境を守る主要責任者である電子商取引プラットフォームの運営企業は、法に則って経営を行わなければならないと強調し、さらに、出店者に対する監視管理の強化、経営者自律組織設立の

促進、権利侵害者や信用喪失者への懲罰強化、消費者権益保護制度の整備、社会全体の普及啓発活動への積極的な参加に取り組むよう呼びかけた。

(出典:工商総局公式サイト 2015年11月5日)

○ 司法関連の動き

★★★1. 山東省、専利をめぐる民事紛争の訴訟調停突合せ体制を確立★★★

山東省知識産権局と省高級人民法院(高等裁判所)はこのほど、「専利をめぐる紛争の訴訟調停突合せ体制の構築に関する若干意見」(以下、「意見」)を発表した。これにより、山東省の専利民事紛争に関する訴訟調停突合せ体制が正式に確立された。

「意見」は山東省が発布した「イノベーションによる発展駆動戦略の推進に関する意見」を徹底し、山東省の知的財産権保護と、専利をめぐる行政法執行・司法間の連携を一段と強化するために作成された。「意見」によると、専利紛争事件について、裁判所は、裁判を始める前に行政部門または権利保護センターで調停を行うよう当事者に働きかけることができるほか、訴訟において当事者の同意を得たうえで行政部門や権利保護センターに調停または調停協力を依頼することもできる。行政部門や権利保護センターで合意に達した場合、当事者は裁判所に司法確認を申請することができる。

山東省が知的財産権保護活動を強化するための重要な施策で、調停の役割を生かして専利をめぐる紛争の効果的な解決を促進し、知的財産権保護環境を改善することが期待される。

(出典:国家知識産権網 2015年11月10日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. ネット分野での権利侵害や偽物販売取締りを強化、国務院意見★★★

11月7日、国務院弁公庁はインターネット分野での権利侵害や偽物販売などの違法行為を取り締まるための意見を発表した。今後3年で監視体制を構築し、ネット上の知財侵害に対応する法整備を進めていくとしている。

「意見」は、電子商取引の急成長は中国経済のけん引力になっているとする一方、権利侵害品、偽物や粗悪な製品もネット上にあふれていると指摘した。このため、「意見」では、「ネット領域での権利侵害と偽物を3年前後で抑制する」という目標を掲げた。ネット上の知財侵害を取り締まることで、電子商取引の健全な発展を促進し、イノベーションと起業に新たな活力を与え、経済構造の転換と高度化に新たな原動力を注入するとしている。

特に対策に力を入れていく分野は、ネット通販で偽物が横行している▽農業資材▽化粧品▽医療機器▽電気・電子機器▽自動車部品▽内装材料▽危険化学品▽児童用品▽衣料品——などで、取締当局による集中取締まりを強化する。文学や音楽、動画、ゲーム、ソフトウェアなどに関するネット上での著作権侵害も重点分野と位置付けて取締まりを強める。

(出典:中国知識産権资讯网 2015年11月9日)

★★★2. 農業資材に関する模倣品取締行動で4.5万トン摘発、総額6.94億元★★★

今年上半期、農業部が全国で農業資材に関する模倣品取締行動を実施した。1~6月、全国で法執行担当者のべ73.8万人が出動、農業資材関連の企業35.1万社、市場12.4万ヶ所を検査し、偽物の農業資材4.5万トンを摘発、模倣品製造拠点322ヶ所を閉鎖させ、偽物の総額は6.94億人民元に上る。農業部新聞弁公室が明らかにした。

上半期の取締行動では、主要地域における重大事件の摘発強化、農業資材の正規品販売の促進、偽物識別と権利保護に関する普及啓発などに重点が置かれた。農業部は、下半期にも取締行動を推進し、「農産品質量安全法」を含む法律法規の実施を徹底し、農業資材市場の秩序のさらなる改善で現代農業の発展を後押しするよう努める方針である。

(出典:農業部サイト 2015年11月6日)

○ 統計関連

★★★1. 第 118 回広交会、知的財産権に関する苦情が 13.56%増★★★

11月4日、第118回中国輸出入商品交易会(広州交易会、以下、「広交会」)が広州で閉幕した。今回の広交会で受理した知的財産権紛争事件、権利侵害と訴えられた企業、権利侵害と認定された企業の数はいずれも前回より増加した。閉幕記者会見で徐兵報道官が明らかにした。

徐報道官によると、第118回広交会では知的財産権に関する苦情603件を受け付け、前回の第117回より72件、13.56%増加し、昨年秋の第116回より77件、14.64%増加した。訴えられた企業数は前回より197社、29.71%増の860社、権利侵害と認定された企業数は前回より2社、0.55%増の368社となっている。昨年秋の第116回広交会に比べ、訴えられた企業は234社、37.38%増、権利侵害と認定された企業は39社となり、11.85%の増加であった。

また、今回の広交会の知的財産権紛争事件に、▽意匠関連紛争が298件、専利(特許、実用新案、意匠)全体の71.12%を占める▽商標関連紛争で権利侵害と認定された比率が高く、61.57%に達する▽外国に関わる紛争が約4割を占める——などの特徴が見られた。

(出典:中国知識産権资讯网 2015年11月6日)

○ その他知財関連

★★★1. 専利審査情報検索システムに新機能追加、審判情報検索可能に★★★

特許などの審査情報検索に関するユーザーエクスペリエンスを改善するために、国家知識産権局・専利局の自動化部は、「中国と多国専利審査情報検索システム」に「審判情報検索」と「公衆フォロー」機能を新規追加した。

「審判情報検索」では、拒絶査定不服審判や無効審判などの手続きに入った専利(特許、実用新案、意匠)出願の情報を検索できる。「公衆フォロー」は関心を寄せる専利出願の最新情報を事前に登録したメールアドレスで受信する機能である。

新機能追加で「中国と多国専利審査情報検索システム」の内容が一層充実されることとなり、電子出願ユーザーと一般の人々は、専利出願の各段階における状態、審査情報をタイムリーに入手することができるようになる。

(出典:国家知識産権戦略網 2015年11月6日)

【バックナンバー等の閲覧】

中国の知財関連情報全般、関係法規、本ニュースレターのバックナンバー等をご覧になりたい方は、弊社ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記のURLにアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所知的財産権部

TEL: +86-10-6528-2781

E-Mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。)により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved